資料№5	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和8年10月6日 【生活環境部ゼロカーボン推進室脱炭素推進課】

自治体排出量カルテについて

○「自治体排出量カルテ」とは

「自治体排出量カルテ」は、都道府県及び市町村を対象に、環境省の標準的手法等に基づくCO2排出量現況推計データ等から地方公共団体の排出特性を把握し、的確な施策を検討するための補助資料。

CO2排出量の推計には、直接把握できるエネルギー使用量だけでなく、国や道の統計データを基礎としながら、市の人口や世帯数、製造品出荷額、自動車保有台数といった各地域の活動量指標を用いて按分する手法も組み合わせて算出されている。

（ア）恵庭市の自治体排出量カルテ①【CO2排出量の現状把握】

① 平成17年度排出量796千t-CO2と比較して、令和5年度排出量は624千t-CO2であり、CO2の総排出量が減少している。

② 産業部門が全体の約47%を占めていることから、産業部門がCO2の排出量に大きな影響を与えている。

（イ）恵庭市の自治体排出量カルテ②【活動量の現状把握】

① 平成22年度から令和5年度の期間で世帯数（+16.8%）、車台数（+9.9%）が増加する一方で、家庭・運輸のCO2排出は抑制されており、活動量の増加とCO2削減の両立を達成。（デカップリングの達成）

② 平成28年度CO2の排出量が増加（909千t-CO2）しているのは、製造業出荷額等の急増に影響を受けている。

（ウ）恵庭市の自治体排出量カルテ③【特定事業所の温室効果ガス排出量の現状把握】

① 特定事業所の排出量は１３６千t-CO2であり、その内１２２千t-CO2が産業部門であり、排出量の約９割を占めている。

② 特定事業所から排出されるCO2のみである。

③ 産業・業務部門のCO2排出量における特定事業所のカバー率は３５％であることから、特定事業所のCO2削減対策の効果が大きいと考えられる。

※特定事業所

温対法（地球温暖化対策推進法）に基づき、原油換算で年間1,500kl以上のエネルギーを使用している排出量の報告義務がある大規模な工場・事業場のこと。

※カバー率

自治体内の「産業・業務部門などのエネルギー起源排出量」に対して、「特定事業所からの排出量」が占める割合のことです。

（エ）恵庭市の自治体排出量カルテ④【地方公共団体の再生可能エネルギー導入状況及び導入ポテンシャルの現状把握】

① 令和６年度における区域の再生可能エネルギーの総数は 54,703MkW であり、再エネ自給率は 14.4%。平成 28 年度の 3.6%と比較して 4 倍に上昇。

② 再生可能エネルギーの増加の要因として、平成 29 年に稼働した水力発電(21,050kW)であり、発電量の約４割を占めている。

③ バイオマス発電の増加は、令和 2 年度から下水処理場でバイオガス発電が稼働したことによる。

④ 発電量ポテンシャル（2,429,500 kW）のうち、風力発電が約 6 割となっている。

⑤ 導入ポテンシャルの算出は理論値であり、風力発電については盤尻地区の山間部に設置した場合の数値であると推測される。実態としては、国立公園・保安林の法規制、自衛隊用地などの諸条件により実現は困難。

※導入ポテンシャル

土地の風速や日照などの自然条件から計算される「理論的な発電可能量」から、国立公園等の法的規制などを除外した「理論上開発が見込める試算量」のこと

（オ）他自治体(道内･類似都市)との比較から見た特徴

① 本市は道内他都市と比べて産業部門（製造業）の排出割合が比較的高く、特定の大型事業所が排出構造に大きな影響を与えている点が数値比較からも裏付けられる。